

2020年2月25日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2019年1月から2019年6月までの間に支払審査委員会を6回開催し、計18件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は11件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自宅で転倒し受傷、右上腕骨骨折と診断され、入院して治療を受けるも2か月後にお亡くなりになりました。</li><li>● 事故による受傷とお亡くなりになったことに因果関係がないことから、死亡保険金についてはお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者は認知症等の疾病により寝たきり状態となった後にお亡くなりになりました。</li><li>● 寝たきり状態の期間が介護費用保険の支払要件期間を満たさず、お支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自宅の押し入れの衣装ケースを取り出した際に腰部を受傷、腰椎椎間板ヘルニアと診断されました。</li><li>● 腰椎椎間板ヘルニアは加齢によるものであり、傷害保険の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自宅で転倒し受傷、脳出血によりお亡くなりになりました。</li><li>● 頭部外傷の所見がなく、白血病の既往症があることから傷害保険の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、走行する車両の目の前に飛び込み轢過され、お亡くなりになりました。</li><li>● 事故前に大量服薬の事実が確認されており、事故の状況を踏まえて、自殺行為による事故であり、傷害保険の対象となる事故によるものではなく、お支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>

交通弱者特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、飲酒・酩酊状態で路上横臥中に車両に轢過され受傷されました。</li> <li>● アルコール依存症による身体状態と事故発生の状況より重過失により発生した事故であることから、傷害保険の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自転車運転中にセンターラインオーバーして対向車と衝突し受傷されました。</li> <li>● インシュリン注射後に食事を取らずに運転したことが事故発生の原因であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自転車運転中に意識を消失したためマンションのフェンスに衝突し、受傷されました。</li> <li>● 意識消失の原因は既往症である心疾患であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自転車運転中に追突事故により受傷されました。</li> <li>● 既存疾病で運転禁止薬物が処方されており、ドライブレコーダーに記録された事故の状況から正常な運転ができない状態で発生した事故であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自転車運転中に壁・電柱などに衝突し受傷されました。</li> <li>● 既往症である肺気腫、肺線維症により低酸素血症になり、意識を喪失して発生した事故であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が自転車運転中にガードレールに衝突し受傷、事故処理中に倒れてお亡くなりになりました。</li> <li>● 事故外傷は軽傷であり、死亡診断においても疾病によるものと記載されていることから人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>